

## 会議名 第12回豊島区基本構想審議会

詳細 - 長期計画担当課 電話03 - 3981 - 1111 内線2181・2

|                       |   |   |
|-----------------------|---|---|
| 附属機関又は<br>会議体の名称      | 第12回豊島区基本構想審議会  |   |
| 事務局（担当課）              | 長期計画担当課   |   |
| 開催日時                  | 平成16年1月22日（木）18:30～20:30                                  |   |
| 開催場所                  | 豊島区議員協議会室   |   |
| 出席者                   | 委員  | 森田朗（東京大学教授）金井利之（東京大学助教授）渋谷秀樹（立教大学教授）恒吉僚子（東京大学助教授）宮崎牧子（大正大学助教授）四阿知子（一般公募）伊藤榮洪（教師）水島正彦（助役）今村勝行（収入役）二ノ宮富枝（教育長）粕谷一稀（評論家）高橋明宏（一般公募）三井菜摘（一般公募）小林ひろみ（区議会議員）木下広（区議会議員）小林俊史（区議会議員）本橋弘隆（区議会議員）中田兵衛（区議会議員）以上出席者18名（敬称略）欠席者2名 |
|                       | 幹事  | 政策経営部企画課長、同財政課長、同広報課長   |
|                       | その他   | 政策経営部長、総務部長、区民部長、商工担当部長、清掃環境部長、池袋保険所長、子ども家庭部長、都市整備部長、土木部長、教育委員会事務局次長、選挙管理委員会事務局長、監査委員事務局長、政策経営部情報管理課長、区有財産活用担当課長  |
| 公開の可否                 | 公開 傍聴人 0人   |   |
| 非公開・一部公開の<br>場合は、その理由 |   |   |
| 会議次第                  | 案件<br>1. 開会<br>2. 議事<br>(1) 新基本計画の政策・施策の体系について<br>(2) その他 |   |

### 1. 開会

事務局： 時間になりましたので、ただいまより第12回豊島区基本構想審議会を開会します。本日、岸井委員から欠席、木下委員、水島委員から遅刻の連絡をいただいている。また、中田委員から途中退席の連絡をいただいている。それでは森田会長よろしくお願いたします。

## 2. 議事

### (1) 新基本計画の政策・施策の体系について

### (2) その他

森田会長： 本日はご多忙のところご出席いただきありがとうございます。本日の議事は、「新基本計画の政策・施策の体系について」と「その他」である。前回、第1部会の部会案について、第1部会の委員から部会での審議内容と異なるとの意見があったため、その点について事務局より最初に資料に沿って説明をいただく。また、別件でH委員より修正案が提出されているので、これについても審議いただく。その後、第1部会、第2部会の部会案について審議いただき、審議会案として決定させていただきたい。また、今後の施策等の検討にあたり大変大きな影響がある公共施設のあり方について、「公共施設の再構築・区有財産の活用案」の報告がある。それでは、第1部会の審議状況とH委員からの修正案についての審議に入る。

## 9 新基本計画の政策・施策の体系について

事務局： <資料 12-1-1、12-1-2 に沿って説明>

森田会長： それでは、3つ修正が提案された第1部会の部会案について意見はあるか。

Q委員： 議事録を拝見したが、部会における合意について認識が異なっていた。1. 「(2) 高齢者・障害者の自立支援」の政策の部分で、私は「社会福祉基礎構造改革により、施設偏重の考え方から」を削除するという認識で議論をしていたが、議事録では「施設偏重の考え方から」を削除するという議論になっている。他の委員がどういう認識であったかはわからないが、認識の仕方によってどちらとも読み取れるような議論であったと記憶している。「社会福祉基礎構造改革により、施設偏重の考え方から」という区の理念では、本当に住民が使いやすい福祉の施策が実現できるのかと私は大きな疑問を持っている。社会福祉基礎構造改革については、介護保険、障害者支援制度、あるいは保育園の施策についても利用者重視で選べる施策といいつながら現実には選択できていないといった問題が多発している。そのため、私はこの部分すべてを削除するように求めており、現状の削除方法に納得ができない。

森田会長： しかし、議事録では「施設偏重の考え方から」を削除するという議論になっているのではないか。

Q委員： 確かに議事録には指摘のとおり記載されているが、私が最初の説明を受けた段階から、事務局提案が「社会福祉基礎構造改革」から削除するという認識で議論していたため、認識の一致がなかった。合意をしたという事実はあるが、認識が一致した上で合意ではなかったということである。事務

局の部会案については、原案がないと議論がしにくいという趣旨で作成されており、また、現段階では具体的な施策や事業はないので抽象的な話にとどめるということであった。現段階では異議ありという処理をしていただきたい。

森田会長： 現在議論しているのは前回の審議会において、部会案について部会の委員から異議が出たため、その部分の確認をしているのである。最終的に審議会として決定する前には、再度意見を述べていただく機会もあるのでよろしいか。一応、部会案はこれでよろしいか。(議決)

それでは次に、H委員から修正案についての補足説明をお願いしたい。

H委員： まず、文部科学省から指導要領改正案を受けたので、修正するという姿勢はおかしい。確かに90年の伝習館訴訟の最高裁判決に見られるように、指導要領には法的拘束力がある旨が法律上は定着している。しかし、この審議会は法律をなぞるために設置されているのか、それとも豊島区としての教育の姿、福祉の姿というものを話し合うためにあるのか。後者であるのならば、修正案の資料12-1-2の「修正理由」に、「一部改正がなされたから」という提案の仕方はおかしい。さらに、私が部会で発言した時点では、文部科学省の修正はまだ行われていなかった。

森田会長： 修正理由は事務局で作成したのか。

事務局： この部分の修正についてはH委員と直接相談をした後に、事務局で作成している。修正理由については事務局が作成したので、H委員の修正理由ということではない。

森田会長： 修正理由はともかくとして、H委員の修正内容については理解した。この修正を加えるということはいかがか。(議決) それでは次に、第1部会、第2部会の部会案について諮りたい。ご自由に意見をいただきたい。

H委員： 資料12-1-1の4ページにおいて、私が提案した「不登校など、さまざまな問題を抱えている保護者へのサポートシステム」についてである。子どもの権利条約では18歳までを子どもとして規定しているのに対し、第1部会の部会案では18歳までを視野に入れた案になっていない。おおよそ小学校入学前、あるいは小学校児童を視野に入れただけの案であり、後期中等教育に入ろうとする子どもを抱えた家庭の困難な状況に対応する方向は出ていない。このように小さい子どもを対象とした枠組みであったため、後期中等教育にもまたがる修正をどこに盛り込むべきか見当がつかず、全体会で再度検討するとなったはずである。相談所は設置されているが、私のような古手の教師も、引きこもりに悩む家庭や不登校児2人、3人の相談に乗っている。彼らは相談所にも訪問しているが、相談所では相談所側の意見を述べるだけで、一緒に考えてくれないようである。彼らが欲しているのは、自分と一緒に苦しみを担ってくれる人や自分の愚痴を聞いてくれる

人なのである。今、NHKでも取り上げているが、引きこもりはものすごく深刻な状態であり、個人の力で解決できるものではない。社会的な悲劇を起こさないためにも豊島区らしい懐の深い温かい施策があっていいのではないか。私が相談を受けている3人も家庭が崩壊している。そこから彼らを誰がどうやって助けられるのか。完全な方法はないが、一緒に支えていく体制は必要なのではないかと考え、修正案を提案したのである。他の領域に同様の趣旨が盛り込まれているとの意見もあるが、それらは学童を対象とした文脈の中であり、後期中等教育の子どもや、困難な状況にある家庭の切実な問題が取り上げられていないため、私は修正案を提出した。

森田会長： 先程、この部分については事務局説明の通り、一応当初案をとりあえずの部会案とし、具体的な施策の検討段階で再度詰めることとするとして了承いただいたのではないかと。

H委員： それは絶対に違う。第1部会で話し合いをしたが、うまく盛り込む場所が決まらないので、全体部会でもう1回検討するという事になったのである。

森田会長： それは指摘の通りであるが、先程この場でそれを含んだ形で部会案として諮っていただいたはずである。新たな提案、再度の修正提案と理解してよいか。

H委員： 議事進行でいえば確かにそうであるが、私が発言している内容はまったく変わっていない。

森田会長： 新たな提案であるならば審議する必要がある。また、これについてはむしろ第2部会の委員から発言をいただきたい。その前に一点確認したいのであるが、具体的な修正内容としては、事務局から提出されている本日の修正案をH委員の提案の通りに修正すべきという意見であるか。

H委員： 私はそのつもりで修正案を提出している。全体の審議を経て、不要であるというのであれば仕方ない。

森田会長： 手続きとしては、第1部会で部会案として了承いただいたものについて、再度の提案ということになるが。

H委員： 先程から申し上げているように、了承はしていない。了承せずペンディングして、全体会で検討するという事になっていたのである。この件に関しては、部会案として決定したという認識はどの委員も持っていないはずである。

森田会長： 前回と同じような議論を繰り返すようであるが、私の認識としてはこれに関しては、第1部会の部会案として事務局が本日の資料として提出したもので承認いただいたと考えている。それでは、この議論を繰り返しても仕方ないので、他の委員の発言をいただきたい。

I委員： これに関しては、あまりぼかさずに、はっきりと正面から受けとめる文章

にするほうが良いのではないか。曖昧で、どこからも文句が出ないような文章が決していい文章ではないと私は考えている。

森田会長： 他にはいかがか。

M委員： 保護者へのサポートを明確にしている修正案を支持したい。やはり家庭では保護者の方が悩んでいる場合も多く、これは子どもの保護者としてだけでなく、介護の話にも当てはまるのではないか。家庭の環境について、できるだけ一緒に悩んであげるといった観点からしても、修正案を盛り込むべきと考え、支持する。

森田会長： 他にあるか。

O委員： H委員が提案したように、困難を背負った保護者に対するサポートは必要であり、修正案には同感である。この体系の中では、「(1)子どもの権利保障」の「安全な生活の保障」で盛り込むのか、それとも「(2)子育て環境の充実」の「総合相談体制の推進」で盛り込むのか、これは意見が分かれるところである。この点についても議論に含めていければいいのではないか。私は、総合相談体制の内容が曖昧になっている気がするので、こちらで保護者へのサポートを盛り込めばよいと考えている。

E委員： 私も第1部会での争点は盛り込む場所であったと記憶している。提案の趣旨自体よりも、施策との不整合が起きないように位置づける問題が議論になっていたのではないか。私もO委員と同意見である。

Q委員： 盛り込むこと自体は大事であるが、盛り込む場所が難しい。専門家が客観的にアドバイスをするだけではなく、助け合いのサポート体制、地域での協力という観点が施策にかかわってくるのではないか。

森田会長： 私から発言をさせていただく。あくまでも当初の体系案では細かい文言を詰めるよりも、盛り込むべき要素とその方向性をどこで位置づけるかという部分が重要である。したがって本日、了承いただいたこの原案をとりあえずの部会案として、具体的な施策については、具体的な施策を考える段階で再度詰めることにするということで了解いただいたと私は理解している。つまり、現段階では、あまり細かい施策の内容よりも、そうしたサポートをする、特にある程度以上の年齢の子どもたちに対してサポートをするという要素をどういうふうに全体の政策体系に位置づけられるのかを議論すべきである。したがって、できれば具体的にここに盛り込むべきという修正案をいただけるとよい。部会長、この辺についてはどういう議論があったのか。

金井部会長： 部会での議論にとらわれることなく、全体会として議論していただければよい。例えば、後期中等教育の子どもについて別途明示するかという問題であるが、確かに部会では、施策の段階で後期中等教育の観点が欠落することがないようにという議論はあったが、子どもというものはそもそも 18

歳未満であるので、部会では子どもという概念にとりあえず含まれているという理解もあり得るということであった。また、保護者についてであるが、これについても部会案になった2(1)で読めるのではないかということであった。しかし、全体会として、もっとはっきり保護者をサポートすると明言することが後の施策を考える上でも意味があると考えられるのであれば、それも一案とは考えている。

森田会長： まず位置づけの問題であるが、第1部会の議論をあまり知らずに読んだ限りの立場で申し上げますと、最初の のところにおいては「子どもを守るサポートシステムを構築します」の部分で、具体的な施策についてはいろいろなものを盛り込める余地がある。また、下の(2) でも「安心して子育てができるよう」の部分で保護者についての配慮もあると読めないことはない。これらについて明確に記載すべきということであれば、具体的にどういう形で直したらよろしいか。

H委員： 要するに、子どものところで後期中等教育にかかわる対応が最初から欠けている。O委員から指摘があったように、修正の趣旨よりもどこへ盛り込むのかがペンディングになっており、全体会で検討するということになっていたのである。この中で具体的な形というのは難しい。

Q委員： 全体の組み合わせが、1は子どもだけの観点、2は親だけの観点になっているのではないか。私は(2)「多様な保育ニーズへの対応」の議論において発言をしたが、「ニーズ」が親から見たニーズになりがちであり、子どもの「ニーズ」という観点が欠けているのではないか。そういう意味でこの体系を考えると、子どもから見たもの、親から見たものが分割された体系になっているので、子どもと親と共に悩むといった面が抜けてしまうのではないか。また、子育てについて、小学校くらいまでしか対象となっていないという見方もあるので、場合によっては体系を少し変更する面が必要になってくるのではないか。この点については、部会でもう少し議論できれば良かったのであるが、時間がなかったのでそこまで詰められなかった。

森田会長： 司会者が発言して恐縮であるが、今の議論には、小さい子どもだけでなく、大きい子どものケアも必要であるという要素と、それに対して親へのサポートも必要であるという要素がある。先程部会長からも示唆があったが、(1)である程度の世代以上の子どもに対するケアも読めないことはないではない。また、親に対するケアについては(2)で読めるではないか。そうすると、これらをもう少し明確に書くかどうかは別であるが、それぞれの要素についてはこの中のどこかに盛り込まれているということになる。それとも、別々ではなく、一緒にどこかにきちんと位置づけなければいけないという主張なのか。そうだとすると、全体の体系にもかかわる

ことである。記載内容が重複するのは体裁の問題として必ずしも望ましくなく、体系の中のどこかに盛り込まれていれば、施策に結びつく可能性はある。それでも、その施策を別の枝につけるような形では具合が悪いということであれば、それはなぜなのかという議論が必要になるが、そのあたりはいかがか。

G委員： 1は子どもからの観点で、2は親からの観点と私は解釈したので森田会長の賛成である。また、H委員が提案している内容についても「総合相談体制の推進」の中にもう少し具体的に取り込めればいいのではないか。私の周りでも不登校や家庭内暴力で困っている友人がおり、早い人では小学校6年間、中学3年間、そしてその後もずっと不登校であり、引きこもってしまう。徐々に状態が悪くなっていくのである。引きこもりに関しては、遅い人でも中学1年か2年くらいから始まっており、高学年になるほど社会に出ることが難しくなっていく。親も小学校あるいは中学の最初の段階、つまり12~13歳くらいでおかしいとわかっている、何にも手が打てないというのが現状である。子育ての段階の初期の方で何か手を打てるような相談の場や、何かアドバイスできる場があればと痛感しているので、(2)にもう少し具体的に記載できるといいと考えている。

森田会長： 例えばどういう表現がよいのか。

G委員： H委員が指摘した文言をこの中に盛り込めればいいのではないか。やはり現状のままではあまりにも当たり障りのない文章すぎる。

森田会長： 誰か具体的な提案はあるか。

L委員： 確認をさせていただきたい点がある。部会案にある「子どもの権利保障」や「子育て環境の充実」の記載は政策の部分になるが、この文言を変えることは可能なのか。

森田会長： 最終的に基本計画として取りまとめる段階では文章を精査して記載することになる。しかし、基本的な内容・要素についてはこの段階でしっかりと盛り込んでいただくことになる。

L委員： 「子育て」と表現した場合には、幼少期のイメージが強く、その中の相談体制とすると、どうしても未就学児が対象であるとイメージしてしまう。実際には、G委員が指摘されたように、その時期に始まった問題が顕在化するのはいずれも後の段階である。先程学校教育において、「学力の向上を目指す」という主旨に私が賛成したのも、学校教育の目的をそちらにしたほうが先生に過度の負担がかからないと考えたからである。実際にこの問題は深刻になってきているので、どこか他の場所で確実にサポートを確保する、もしくは地域力の中で担保するといった記載は必要である。いずれにしても、この「子育て」という表現を変えることを提案したい。

森田会長： 具体的にどういう修正案があるのか。

L 委員： 代替の案がなく申し訳ない。

森田会長： 誰かいい案はあるか。確かに、引きこもりの問題や非行の問題など、様々な問題があるが、この段階ですべてをここに盛り込む必要はない。それらは、むしろ施策の段階でそれぞれの課題に対してどう対応していくかを議論するのである。ここではそれらの課題を包括して、今後想定される新たな問題をも包括する形で表現しておく必要があり、逆にあまり限定すると新たな問題や新たな課題が発生した場合に、マイナス効果を発揮することがある。これらを勘案して記載内容を考えていただきたい。また、現段階であまり具体的な表現が出ないのであれば、代替案として、この部会案の表現は一応現状で確定し、別途ここでの議論内容については確認し、施策を決めるときに反映させるという方法もある。もう少し時間的な余裕があれば、再度部会で検討してもらおうという方法もあるが、それはかなり大変ではないか。

Q 委員： 議論を戻してしまうかもしれないが、「地域づくりの方向」の「子どもを共に育むまち」は、現状がとてもうまくいっていて、それを継続するというイメージがする。しかし、現状は子ども、子育て、その他社会全体で、いろいろな問題が起こっている。それを解決していくという決意が記載されていない。議論になっている引きこもりや不登校、非行などについても記載されていない。こういうものもすべて含めて子どもと子どもをめぐる問題で困っている状況を解決するという決意を「地域づくりの方向」の(2)あたりに盛り込んでしまうのも手ではないか。「子どもの権利とともに健やかな成長を保障するため」と記載されているので、これに包括されているといわれればその通りではあるが、実際には困っている実態があるので「保障する」というだけではなく、これを何とか「解決していく」という方向を盛り込むことが一つの手ではないか。

森田会長： 他にあるか。確かに部会案が十分なものではないかもしれないが、代替の具体案もなく、一応いろいろな形で読みこめるという意見もある。まだまだ他の論点もあるので、この部分についてはこれで保留しておき、他の点とあわせて再度確認をさせていただきたい。それでは、他の論点について何かあるか。第2部会の部会案についてはまだ審議をあまりいただけていないが。

Q 委員： 前回の審議会で、第1部会と第2部会の部会案の構成が異なるのでどちらかに統一するという話になり、事務局に任された記憶があるが、本日の資料をみると基本的に変化が見られない。これについて説明をいただきたい。

森田会長： 事務局から説明をお願いしたい。

事務局： 本日の資料は前回配布したものをそのまま配布しているので変更はされていない。Q委員より指摘された点については、事務局で一定整理をするこ

とになっているので、行数等も含めて精査をさせていただく。

Q委員： それではそれを前提として発言するが、1つは4ページの「池袋副都心の再生」については、かなり具体的な記載になっており一定の方向性が出てしまっている。これを実行するのか、しないのかという議論になってしまうのはいかななものか。池袋以外の地域については、においても他の地域は「それぞれの特性と個性を活かした育成・整備を進める」程度の曖昧な記載内容である。また、池袋の中でもLRTの導入について具体的に記載するのは問題である。もう1点は、14ページの「文化」についてである。文化や文化的な生活は人間にとって大変大事ではあるが、私の考える「文化」は歴史・伝統芸能を含めて地域で創り上げてきたものであり、豊島区に住んでいて身近に感じられ、自分の生活を豊かにしてくれるものである。言葉にすると難しいのであるが、そういうイメージである。しかし、部会案では「文化によるまちの活性化」や「新たな芸術・文化の創出」という形で、文化によって人を呼び込み、そこで経済的な繁栄を得るという趣旨があるように感じる。この観点で「文化」を使うというのはあまり望ましくないのではないか。もっと本当に地域に根ざした「文化」という観点での施策の方向を盛り込むべきではないか。

森田会長： この点について第2部会の委員から意見はあるか。「文化」の話と池袋のまちづくりに関する2点の指摘があったが。

I委員： 池袋の路面電車については、区長が公約に掲げているほか、多くの人に関心をもっており、実現性も非常に高い。その点でこれについてはあえてぼかす必要はないのではないか。もちろん池袋だけが豊島区ではないが、交通の要所、副都心という1つの定義があり、その利点を豊島区として生かしたほうがいいのではないか。また、経済的繁栄を狙った「文化」政策を批判されているが、文化は社会のお飾りではなく、文化は経済を活性化させるものである。一方、全国的に観光という問題が最近非常に議論されており、内閣でも観光立国を掲げ、審議会を開いている。経済界でも日本の観光が伸びていないという問題意識を持って取り組んでいる。つまり「文化によるまちづくりの推進」は1つの大きな流れとなっており、私は賛成である。経済の繁栄と関連する「文化」は純粹ではないという考え方は古いというか、純粹過ぎる。経済が繁栄したうえに、「文化」があるというのではなく、むしろまちの繁栄を考えるために「文化」というものが基礎にあるのである。個性的な土地柄、豊島区の土地柄も非常に個性的なおもしろい「文化」である。また、文化政策への提言を行なっている別の懇談会では、埼玉大学の後藤和子氏が「文化経済学」を発信しており、文化と経済の新しい枠を提案されている。経済的繁栄と観光と文化の関連性をはっきり自覚することは、今の時代の流れではおもしろい方向であると私は考

えている。

森田会長： 部会長から何かコメントはあるか。

渋谷部会長： 部会案は、各委員に自由に議論していただいて、それを集約した形である。結果として、豊島区では池袋をどうするかがやはり大きなテーマであったので若干ボリュームが多くなったということである。また、「文化」についてはI委員が指摘されたように、私も文化と経済は切り離すことが難しいと考えている。お互いをうまく折り合わせていくというのが文化のあり方ではないだろうか。

森田会長： Q委員いかがか。

Q委員： 「新たな芸術・文化の創出」について申し上げる。文化には長い年月でみると、流行というものがあり、ぱっと花が咲き、その時期だけでだめになっていくものもある。また、出た当時にはあまり注目されず、評価もされなかったが、後に大変評価をされる文化・芸術というものもある。このような性質のものを対象として、豊島区はどういうものを文化として応援していくのか。「この文化はよいが、この文化はだめ」という形で明確に応援する対象を決めることができるのか。特に新しく生まれる文化に対してはきわめて難しいのではないか。そういう意味で、私は行政として実施できるのは住民のサークル活動や運動に対する一定支援、サポートをすることに限られると考えている。新しい文化を創出することだけに力を入れていくことが本当にできるのか。また、文化は幅広いにもかかわらず、基本は舞台芸術だけが対象となってしまっており、音楽などが欠落している。若者はロックができるような場所がほしいというのが強い要望である。これは防音装置が完備されていなければならないが、東池袋4丁目の再開発ビル内の交流施設には設置されていない。舞台芸術を応援することには反対ではないが、現在のような姿勢でよいのかという疑問はある。

O委員： Q委員の指摘の点については、部会でも同様の話がでていた。しかし、部会案の主旨は、文化の対象を新しい、古いとって区分するという考え方ではなく、区民が自主的に活動している中で新たなものが生まれてくれば、そういったものを積極的に応援しようということである。先程のロックや区民活動の話については、(2)「芸術・文化の振興」の「芸術・文化活動機会の充実」の中で「区民の自主的な芸術・文化活動を活発に展開できるよう、活動の場の整備・提供を努める」と謳っているのでここで押さえてあるという認識である。

M委員： 部会の際には、私も「文化」についてはいろいろと申し上げたことを記憶している。この部分の主旨は、「支援する」という形であり、とりあえず文化施策をやっていこうという方向性を行政がある程度打ち出しているので、「支援をする」という形で盛り込んでどうかという合意が第2部会の共

通認識の上で得られたはずである。これは息が長い施策かもしれないが、推進していくと行政は考えていると発言されたので、長い目で見ていこうという形で合意をしたのではないかと記憶をしている。一方、池袋副都心について、LRTの導入という記載が具体的過ぎるのではないかと指摘があったが、私も同様の意見を部会において申し上げた。その後議論を行い、これはあくまでも「検討する」というニュアンスで記載されているということになったのである。LRTについてはそういう施策が打ち出されており、豊島区は池袋あってという部分もあるので、こういう記載に落ち着くことで合意が得られたと記憶している。

Q委員： LRTについて先程は申し上げなかったが、これについては「文化」の問題よりも大きな問題である。区長は実行する方向で公約を掲げているが、昨年の9月議会に報告された検討内容を見ると、車両購入、線路整備、車庫用地の確保などに、38億から40数億円かかると試算されている。これをすべて区が負担するかどうかはわからないが、いずれにしても大きな負担である。それから、毎年運営費が黒字になるのかについても、1,000万～1億円という赤字が試算されている。区が財政改革を行ない、様々な施策を削減している中で、本当にできるのかと議会で我々は発言しており、区民の中にも同様の意見がかなり出てきていると私は聞いている。池袋の人はLRTができれば活性化されるということで、経済の活性化とともにまちづくりのことを考え、推進している。しかし、これは私の住んでいる高松にとっては何の関係もないと言うと問題であるが、池袋にはLRTができるが、高松はどうなるのかという考えがある。高松にも商店街があるが、どんどん寂れてきている。図書館もなくなり、児童館やことぶきの家もなくなっているのに、LRTをつくってもいいのかという議論である。区長は議会において、基本計画の中に盛り込まれれば、実行すると発言されている。ここで基本計画に盛り込むことを審議会が決断すれば、この方向で区長が実施することになってしまう。そのため、第2部会の検討においても、私は具体的過ぎるので削除することを提案したのである。私はLRTそのものに反対している訳ではなく、路面電車やLRTは環境にも優しく、地下鉄よりも安く済むということ、また、公共交通機関の一環として豊島区内に建設されればよいと考えている。また、まちづくりの観点からみても、LRTは車の流入を削減させ、歩行者や自転車が安心して通れるまちづくりが推進されることからとてもよいものである。バス、JR、地下鉄、都電荒川線などを活かし、どのように住みよいまちづくりを進めるかという視点は必要であるが、それは交通体系の箇所で「路面電車等の」という記載を盛り込むことで検討していくことはできるのではないかと。最初に申し上げたように、両部会案を整合させていく段階で変わってくるが、やはり私は、これらに

ついて具体的に記載することについては明確に反対させていただきたい。  
削除をお願いしたい。

森田会長： 第2部会の委員から意見はあるか。

O委員： まちづくりの題材を「池袋に何かを作るのであれば、高松にも何かを」、「池袋の話はこちらには関係ない」という形で捉えることは非常に危険である。また、LRTについては「池袋副都心の再生」の項目に盛り込んでいるが、現在、池袋の区民はまちづくりの会を創設しており、具体的にLRTについて検討をはじめている。その議論・活動は、LRTを単に整備すればよいということにはなっていない。この導入を契機として、空間、まちづくり、環境といったものを向上させる作業をしようという取り組みである。それに対し、基本計画にLRTを記載し、我々が賛成をすると、建設することになってしまうので記載するべきではないという発言は、現在意欲を持ってまちづくりに取り組もうとしている区民に水をかけるような話になるのではないか。LRTについては検討は是非すべきである。もちろん、検討するテーマはLRTでなくともよく、池袋の区民が違うものを求めていくのであれば違うものを検討すべきである。そういう活動を通じて自分たちのアメニティの創出、イメージアップというものを考えていくことが大事である。しかし現在はLRTを通じて、「池袋副都心の再生」について考えているという事実があるので、残しておいてもおかしくないのではないかと。積極的にまちづくりについて考える区民が増えていかなければ絶対池袋も豊島区もよくなるという意味からすれば、LRTがどこにできるかということは関係なく、建設される場所が自分の住んでいる場所と異なるという観点で削除を求められることは危険である。

Q委員： 私の発言はそういう意図ではない。具体的に例を挙げるのは恐縮であるが、高松でも具体的な提案をしたらそれも盛り込むことになるのか。そういう話にはならないのではないかと。まちづくりという点では地区計画、都市計画マスタープランなどにおいて、それぞれの街のプランを作成している。そして、その中で具体的な施策を地域で考え、話し合われていくのではないかと。もし基本計画に盛り込んだとしても現実にはそのレベルで検討されていくのではないかと。ところが、この体系には「池袋副都心の再生」という具体的な項目が立てられており、この再生のためにLRTや「サンシャインシティ周辺の低未利用地については、民間投資の誘導を図り、活力ある池袋の拠点を形成する」といった具体的な施策が記載されている。ここまで具体的に基本計画に記載することが適当なのかどうか。一般区民がこの基本計画を見たときに、「検討」と書いてあっても具体的な名称があれば、実行すると認識してしまうのではないかと。これら以外にも具体的な記述が散見されるがどれも問題である。具体的な施策の検討についてはさらに下

の部分で行なうと考えていた。今後、これらの文章をどのように整理していくのか教えていただきたい。前回の審議会では会長から少ない方向に整理をするとの提案もあったが。

事務局： 第2部会の部会案には、最初の部分にそれぞれのテーマの現状を書き込んでいる。第1部会の部会案にはこの部分がないので、基本的な考え方としては現状を記述している部分を削除する方向で分量の調整等を行う考えである。

Q委員： その形で整理するにしても、両部会案には齟齬が生じるのではないか。例えば、H委員の修正案についても盛り込まなくとも読み込めるという話があり、また、第1部会の議論の中では、読み込めるものは施策の段階で検討するという形で行なってきた。施策の段階においてもLRTを「池袋副都心の再生」において盛り込むことは私は反対であるが、それ以前の問題として、整理をされる部会案が、第1部会と第2部会では異なる認識の下で作成されているので、統一性もなくわかりにくくなっている。私は、第2部会案について了承を求められても、問題点を提起せざるを得ない。

森田会長： 少し議論が循環しているので他の委員から発言はあるか。

H委員： 質問であるが、ここで記載されている「池袋」とは、どの地域がイメージされているのか、第2部会の委員から教えていただきたい。

渋谷部会長： それは部会案の冒頭に記載しているように「池袋駅を中心とした周辺地域」である。イメージとしては、人がたくさんいるところである。第2部会では具体的な地域を限定せずに、各委員が「池袋」というイメージを持ちながら議論を進めていった。

O委員： 東京都の計画において、池袋副都心に関する具体的な地域の記載があるが、それにとらわれることなく、池袋駅を中心とする地域というイメージで議論してきた。

H委員： それでよい。しかし、池袋を挟んだ地域ということであれば、北口も含まれてくるが、あの地域の問題についてはどのように考えているのか。あの地域では時々銃弾が飛び交っているという問題もある。LRTがよいかどうかを別にして、確かに池袋には核となるものがないのは事実である。O委員が発言されたように「LRTに固執しているのではなく、活性化のための1つの手段として捉える」という考え方は私も了承したい。しかし、池袋が安全な街かという問題も一方で存在している。区長は池袋を「汚い」、「危険」、「怖い」の3Kといているが、「怖い」のイメージを象徴しているのが北口地域である。西口の群馬銀行よりもう少し西側にある密集した飲屋街については、新宿よりも怖いというイメージを多くの人が抱いている。現在、基本計画において「池袋」がイメージされているのは東口の安全な地帯とグリーン大通りと、西口の広場を中心としたエリアではないのか。「池袋」

の暗部はどうするのか。どうしようもないとするのか、実行するのはきわめて難しいがそういうところを改善する施策をとっていくのか、これは区の1つの大きなあり方として重要なテーマであるのではないか。

I委員： H委員の指摘に賛成である。明るい話題は明るい話題、暗い話題は暗い話題としてしっかり認識すべきである。「池袋」はもちろん北口を含んで、駅を中心とした東口、西口の繁華街地域であり、交通の要所でもあるが、住宅街まではあまり含んで考えられていない。例えば、高松、要町など西口には住宅街が広がっており、東口では雑司ヶ谷から南池袋くらいまでは住宅街が広がっている。住宅地が中心地から近いというのも池袋の1つの特性である。石原都政はいろいろと問題があるが、犯罪を隠さずに犯罪対策を重視するということは非常に大事なことである。先程の家庭内暴力や引きこもり、不登校も家庭の単位における暗部であるが、直視しなければいけない。北口及び西口の犯罪発生地域についても、区役所の力だけでは不足であれば、目白警察署や池袋警察署などに力をかりて、治安当局からデータをもらうなどしたほうがいいのではないか。

H委員： 「池袋副都心の再生」のどこかに、「健全な」という言葉を入れたほうがいいのではないか。これは目指すべき方向なのですぐさま実現できるとは考えていないが、安心してファミリーが憩える「池袋」という意志をどこかに盛り込みたいと考えている。

森田会長： 議論が拡散しているので、特にこれ以外の部分で意見がなければ、収束の方向で整理をさせていただきたい。第1部会の部会案も懸案が残っているが、第2部会の文化の部分についてはこれでよいか。

H委員： 文化について1つ発言したい。

森田会長： これからの発言は、整理する方向での発言か。新たに問題提起するのであれば、別途お願いしたいが、文化に関係する内容であれば発言してよい。

H委員： 「地域づくりの方向」の中に、豊島区の伝統という言葉があるが、豊島区の地域文化、地域史重視の姿勢をもう少し明確に記載していただきたい。例えば、豊島区には鎌倉川という川が流れていたという言い伝えがある。私も深く調べたがどこにあったのかわからない。ところが、鎌倉橋という停留所があったのは事実であり、鎌倉街道も鬼子母神の脇に残っている。しかし、こういうものを土地の人は知らない。土地の人に地域史を伝え残していく活動をどこかに明確に記載していただきたいと考えている。

森田会長： 今の発言は、例えば「地域の歴史や伝統芸能等を再発見し、守り伝える」というところでは読めないのか。

H委員： 書いてあるのは知っているが、念を押しておきたかった。

森田会長： 繰り返しになるが、例えば地域史について全部書いていくと、この段階で膨大な量になってしまう。現在の表現では、非常に重要なことがどうして

も読み込むことができない、これに基づいて具体的な施策を考えていくと導き出すことのできないものがあれば指摘いただきたい。しかし、この体系の中で具体化する施策が位置づけられるのであれば、その中で読んでいただきたい。両部会案の調整で分量を圧縮するという話もあるので、重要な問題に絞って議論いただきたい。「文化」の議論についても、個人的な意見を申し上げると、各委員からさまざまな意見がでていますが、これらは議事録に記録されているので、施策の検討段階で、どのように位置づけるかという議論が可能ではないかという印象を持っている。また、「池袋」に関しては、基本計画の本質的な部分にかかわってくるテーマであるが、論点が3つほどある。まず、池袋だけの特記することの是非。次に、LRTなど具体的なものを基本計画の中に記載することの是非。また、記載するとしても、部会案の中でここまで具体化することの是非。これらについては、施策の方で位置づけるということもあり得るという形で整理できると考えているが、その上で、体裁としてどのような形でまとめていくのがよいのかについて建設的な意見があればいただきたい。いずれにしても部会案という形では第1部会、第2部会の間で体裁に違いがあるので調整が必要になる。事務局からは、第2部会案における現状の認識についての文言を圧縮し、今後の方向についての記載を明確にするという形で調整できるのではという提案があった。この調整方法自体も審議していただきたいところであるが、すべての文章について、逐一やっている時間的余裕はない。そこで、できれば最初に事務局から説明のあった文言の修正について承認いただき、これをベースとして次に具体的な施策の検討というステップに進みたいという意向であったが、議論を聞いている限り、まだまだ時間が必要のようである。そこで本日の意見、そしてこれから、まだ提案があれば発言をいただき、今度は事務局と両部会長と私で原案を整理し、それに基づいて再度審議していただくということがよいのではないかと。これが私の提案であるがいかがか。

○委員： 池袋副都心の項に「健全な」という言葉を盛り込むというH委員の提案に私は賛成である。この中で健全なイメージアップ、健全な発展という趣旨を読み取ることのできる文章にしたほうがいいのではないかと。もう一点、地域の歴史によるまちの活性化については、7(1)「文化によるまちの活性化」の文章に「文化資源などの郷土の情報を集積し、提供していくことにより」というのが盛り込まれている。これについては部会で私が発言した箇所であるが、今まで郷土の情報をどこで集積して、どこで提供していくかというマネジメントがなく、図書館なのか、郷土資料館なのか、まちづくり公社なのか明確にしていくべきであり、この点については施策に反映していくうえで文言として今のうちに入れておくべき点であると強く

主張したい。そこで、(1)「文化によるまちの活性化」という言葉が抽象的でイメージが湧かないと感じているので、例えば「郷土の情報や文化による」という文言を冒頭においてもいいのではないか。

森田会長： 後半の発言にあった「情報を集積し、提供していく」ということは既に記載されているが、これ以上に何かを加えるという趣旨であるのか。

O委員： 私の提案の1つは「文化資源などの郷土の情報を集積し、提供していくことにより」の部分については、今後の調整の中で削除していただきたいということである。もう1つは、「文化によるまちの活性化」という言葉を修正してもいいのではないかとということである。

森田会長： 「文化によるまちの活性化」の項では、「芸術・学術文化はもとより、食文化をはじめとする生活文化」という言葉も後で出てきているが。

O委員： それは存じ上げているが、そのタイトルが「文化によるまちの活性化」という抽象的な表現でよいのかということに疑問を感じているのである。

森田会長： 具体的な例はあるのか。

O委員： 「郷土の情報や文化によるまちの活性化」ではどうか。

森田会長： その提案については理解した。これについてここで議論するのは時間の関係上難しいので、先程申し上げたとおり、今後も意見は受け付けるがその後の調整については両部会長、事務局と私で整理させていただくということによろしいか。

I委員： 整理の仕方は、会長と両部会長に一任したほうがいいのではないか。各委員が様々な意見を持っているので、議論すればするほど文章が違うものになっていく。最終的には、1人の頭で全体の文章を書いたほうが体裁が整うのではないか。私は、「池袋」という地名を具体的に挙げたほうが説得性を持つと考えているが、会長及び部会長が、基本構想ではそういう具体的な名称は削除するという判断に立つのであれば、それに一任する。全体の考えの整合性を3人で工夫していただきたい。

森田会長： 今回の提案はいかがか。私からの提案するものではないが、支持がいただければその形で整理させていただく。よろしいか。(決議)

今後の整理の方法について個人的提案であるが、意見が本質的な部分で違う場合によくやるテクニックとして、両案併記がある。2案を作成し、どちらかを選んでいただくという方法である。その場合に細かい文言などについてあまり立ち入った修正は勘弁いただきたいのであるが。それでは、第1部会、第2部会の部会案について、いくつか意見が出たが、それ以外の部分はいかがか。それ以外の部分についてはおおむね整理する形で進めていくと考えてよろしいか。

I委員： 最後に1つだけ発言をさせていただきたい。第1部会の部会案において、H委員が保護者の問題と子どもを育む環境、子どもの権利の問題について

主張された。しかし、子どもの権利というのは基本的人権とよく似ており、それをあまり抽象的な文言からはじめてしまうと、豊島区の具体的な問題が消えてしまうのではないか。おそらく国際条約を作成したときの狙いは、国際社会の中での発展途上国、貧困層を対象としたものであり、本日議論をした引きこもりや不登校、家庭内暴力というのは豊かな社会の問題であり、性格が違うのではないか。アメリカでも「暴力教室」が映画化されたのは1950年代であるが、アメリカでも豊かな社会の問題は解決していない。そういう意味では豊島区の現状がどういう性質の問題が深刻なのかという部分から出発しなければならないのではないか。抽象的な権利、義務という議論をしていると、イメージがわいてこない。この部分もぜひ会長及び部会長に工夫していただきたい。

森田会長： 意見として承っておく。他の部分はよろしいか。（決議）  
それでは次に、これから施策を考える上で大変重要な要素である「公共施設の再構築・区有財産の活用案」について事務局から報告がある。

政策経営部長： <資料12-2（P1～5）に基づき説明>

企画課長： <資料12-2（P6～8）に基づき説明>

区有財産活用担当課長： <資料12-2（P9～12）に基づき説明>

政策経営部長： これらの案については現在パブリックコメントを実施中であり、今後、それらを反映をしていくが、この内容については基本計画の中に盛り込む材料として考えていただきたい。

森田会長： 時間も限られているが、これについては審議をしていただくものではなく、ここに示されたことで疑問点があれば質問していただきたい。また、この内容を基本計画の施策の体系についての議論において反映させていただきたいと考えている。

H委員： 庁舎の移転について、日出小、あるいは時習小の跡地が候補になっているが、現在の庁舎の跡地は売却するのか。

企画課長： 建設用地が決定した段階で、他の用地については活用方法を検討していくが、恐らく新庁舎を建設するためには、一定用地の売却も含めて考えていかなければならないのではないか。

Q委員： H委員の質問には誤解がある。計画の内容は、ここに新庁舎を建設するか、時習小学校跡地にするか、日出小学校跡地にするか、3カ所を検討しているということである。3カ所を検討しており、選ばれなかった所は売却を検討するということである。そこでひとつ質問であるが、学校跡地は売却しないという方針があったが、今の説明では、場合によっては売却することもありうるということであったが、その部分を確認させていただきたい。

区有財産活用担当課長： 資料には資産活用、売却あるいは貸し付けと記載されている。財政基盤強化を優先すべきときは資産活用も検討する。

- I 委員： この審議会にこの報告を行なった意図を教えてください。見方によっては基本構想よりも大事な具体的な内容が盛り込まれている。議会ではこれについて検討済みなのか。
- 政策経営部長： 当案は、パブリックコメント実施中であり、区民への説明会なども実施している段階である。また、広報誌でも周知しており、区民の意見をいただいている最中である。一定の意見がまとまった段階で、おそらく2月になるが、それらを反映させていく形になる。議会には11月の初め頃から数回に分けて説明を申し上げている。また、議会には特別委員会が設置されており、その中で審議をいただいている最中である。いずれにしても、これらは基本計画の中に盛り込む材料として位置づけているので、こちらの審議会でも基本計画の中に盛り込んでいただくのかどうかを審議をいただき、再度区民にも示す機会があると考えている。
- Q 委員： 議会とのやりとりでは大きな問題点があり、公共施設の再構築の内容についてはおおよそ20年くらいかかる予定となっているが、基本計画は10年スパンであり、整合性の問題が指摘されている。基本計画の中にこの内容を取り込むことになると、10年分はここで決める話になってしまう。この公共施設の再構築の内容を最終的に決定していくのはどこになるのかという問題にもなりかねないので、整合性がないという指摘を党としてさせていただきます。本来は基本計画を最初に策定し、各公共施設の必要性について検討した後に公共施設の再構築をすすめるべきであるが、その期間が基本計画で10年間、公共施設の再構築は20年以上であり、取り込みようがない。政策経営部長は取り込むと発言したが、取り込むのはかなり難しいのではないかと。
- 森田会長： 期間の問題について指摘と、最終決定方法についての指摘があった。議会の議決で決まるのか。
- 政策経営部長： 議会ではこの内容についての様々な意見、要望を審議していただいている。まず、この計画をどのように意思決定するのかであるが、まず今後10年間で取り組むべき再構築・財産活用については基本計画に盛り込んでいただく予定である。そこで、盛り込むことのできないものについては、別途別の意思決定をしていく必要があると考えている。いずれにしても、基本計画の期間を超えるような20年先の計画まで現時点で意思決定が十分できるのかどうかについても議論が必要であり、これらは1つの課題として残すのか、あるいは実行していくのかについて、現在内部で議論をしている最中である。
- 森田会長： 具体的施策について考えていく場合には、この内容との関係が議論のテーマになる可能性もあると理解してよろしいか。他に何かあるか。この内容については、読んでいただいたうえで何か質問があれば事務局へ質問して

いただきたい。この内容の位置づけについても、今後基本計画の内容をさらに詰めていく段階で整合性を検討していく必要があると考えている。それでは時間もまいりましたので、実質的な審議は終了させていただく。最後に事務局から事務案内がある。

事務局： まず、資料番号 12-3 は、前回、Q委員から要望のあった資料である。また、次回の審議会は、3月4日（木）18：30 からを予定している。会場等については議会開会中であるので、後日案内を申し上げる。

森田会長： 長時間にわたり審議をいただき、ありがとうございました。結論は少し先送りになった感もあるが、本日の意見を反映させる形でさらに進めていきたいと考えている。それでは、これをもって本日の審議会を閉会とする。

閉会

|          |  |
|----------|--|
| 会議の結果    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施策の体系について、第1部会案、第2部会案を会長、部会長整理のうえ、審議会案として決定</li> <li>・ 開催日程 平成16年3月4日（木）午後6時30分予定</li> </ul>  |
| 提出された資料等 | <p>【配布資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>11-1-2 政策・施策体系部会案（第1部会）</li> <li>11-2-2 政策・施策体系部会案（第2部会）</li> <li>12-1-1 新基本計画の政策・施策の体系について 第1部会案</li> <li>12-1-2 第1部会案に対する修正案について</li> <li>12-2 公共施設の再構築・区有財産の活用 本部案（概要）</li> <li>12-3 豊島区年少（0～14歳）人口</li> </ul> |
| その他      |  |